

質 問 回 答

平成 26 年 8 月 11 日

「(案件名)ハイチ国中央県及びアルティボニット県教育環境改善計画協力準備調査(公示日 : 平成 26 年 7 月 30 日 / 公示番号 : 140601)
について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第 3 業務実施上の条件 6.その他留意事項 (3)	現地の治安に鑑みて、現地調査実施時には、貴機構指定の宿泊先がありますでしょうか。指定先がある場合は宿泊費等を確認したいため、宿泊先名 を教えて頂けないでしょうか。また予約に関しては貴機構の便宜供与を受けることは可能でしょうか。	JICA 指定の宿泊先はありませんが、安全面及び経費を考慮して、JICA 出張者が通常宿泊しているホテルを紹介することは可能です。
2	第 3 業務実施上の条件 6.その他留意事項 (3)	現地調査および概略設計概要説明において、貴機構ドミニカ共和国事務所への訪問を想定されていますでしょうか。	コンサルタント団員については、ドミニカ共和国事務所への報告等は想定していません。
3	第 3 業務実施上の条件 6.その他留意事項 (3)	「業務指示書 p. 5、業務指示書第 7 見積価格および内訳書」には戦争保険に関する事項に○が付いていませんが、p.11(3)ウ)では戦争特約保険を掛けることと記載されています。後者が正しいと理解してよろしいでしょうか。	「業務指示書 p. 5、業務指示書第 7 見積価格および内訳書」を以下のとおり訂正いたします。 【訂正後】 () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
4	P11 6.その他の留意事項 (3)	「ア)機構が定めるハイチにおける安全対策措置を遵守する」と記載されていますが、過去のハイチ国における業務では、日本人が車両で移動する際にボディガードを帯同させ	安全対策措置に係る次の経費を、別見積りに計上してください。 1) 武装身辺警備員備上費

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<p>ることが義務付けられておりました。本案件においても同様にボディガードの帯同が必要となるのでしょうか。必要となる場合、ボディガードの雇用に係る経費(給料、日当・宿泊費)は本見積への計上となるのでしょうか、それとも別見積での計上となるのでしょうか。</p>	<p>2) 特殊傭人(調査補助員等)の生命保険に係る保険料 3) 緊急移送等の緊急医療サービスに係る保険料</p>
5	P11 6. その他の留意事項 (3)	<p>ハイチ国では安全を確保出来るホテルの宿泊料金が高額であり、貴機構の宿泊料基準額(上限額)を超過しております。本業務において、当該上限額を超える宿泊料の計上を認めて頂けますでしょうか。</p>	<p>宿泊料基準額(上限)を超える宿泊費の計上は認められません。なお、安全管理上も宿泊可能と認められるホテルの中には、宿泊料基準額内で宿泊可能なものがあると認識しています。</p>

以上